

利用配分計画各筆明細

整理 番号	権利の設定を受ける者 (添付書類の省略条件)	権 利 を 設 定 す る 農 用 地		設 定 す る 権 利			現に機構より権利の設 定を受けている者	
		土地の所在地	現況地目	権利の種類 利用目的	契約期間 開始年月日 終了年月日	賃借料 円/10アール・年		支払方法
			登記簿面積 m ²					
1	農事組合法人 なかえ (C)	倉吉市穴窪字重隈 376	田	2,102.00	賃借権 水田	3年 0か月 令和03年05月01日 令和06年04月30日	5,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の貯 金口座に振込む
		倉吉市穴窪字走井手 333	田	330.00	賃借権 水田			
		倉吉市穴窪字走井手 334	田	181.00	賃借権 水田			
		倉吉市穴窪字側 37-1	田	3,271.00	賃借権 水田			
		倉吉市穴窪字貳計舞 296-1	田	3,242.00	賃借権 水田			
		倉吉市穴窪字貳計舞 305-1	田	2,857.00	賃借権 水田			
		倉吉市穴窪字貳計舞 306-1	田	1,792.00	賃借権 水田			
		倉吉市大塚字隈ヶ坪 286-1	田	3,005.00	賃借権 水田			
		倉吉市大塚字隈ヶ坪 294-2	田	515.00	賃借権 水田			
		倉吉市大塚字隈ヶ坪 294-3	田	97.00	賃借権 水田			
		倉吉市大塚字隈ヶ坪 294-4	田	97.00	賃借権 水田			
		倉吉市大塚字隈ヶ坪 294-5	田	97.00	賃借権 水田			
		倉吉市中江字桂木 365-1	田	2,467.00	賃借権 水田			
		倉吉市中江字桂木 365-2	田	164.00	賃借権 水田			
		倉吉市中江字桂木 365-3	田	655.00	賃借権 水田			
		倉吉市中江字桂木 366-1	田	3,289.00	賃借権 水田			
		倉吉市中江字桂木 370-1	田	3,235.00	賃借権 水田			
		倉吉市中江字桂木 371-1	田	1,189.00	賃借権 水田			
		倉吉市中江字桂木 372-1	田	3,245.00	賃借権 水田			

倉吉市中江字桂木 373-1	田	3,245.00	賃借権 水田	5,000
倉吉市中江字桂木 374-1	田	1,682.00	賃借権 水田	5,000
倉吉市中江字桂木 376-1	田	1,846.00	賃借権 水田	5,000
倉吉市中江字桂木 377-1	田	1,404.00	賃借権 水田	5,000
倉吉市中江字桂木 378-1	田	3,252.00	賃借権 水田	5,000
倉吉市中江字桂木 379-1	田	3,194.00	賃借権 水田	5,000
倉吉市中江字四ツ五輪 349	田	2,360.00	賃借権 水田	5,000
倉吉市中江字四ツ五輪 350	田	1,712.00	賃借権 水田	5,000
倉吉市中江字四ツ五輪 351	田	4,209.00	賃借権 水田	5,000
倉吉市中江字四ツ五輪 355	田	3,300.00	賃借権 水田	5,000
倉吉市中江字四ツ五輪 356	田	1,894.00	賃借権 水田	5,000
倉吉市中江字四ツ五輪 359-1	田	2,023.00	賃借権 水田	5,000
倉吉市中江字四ツ五輪 360	田	2,592.00	賃借権 水田	5,000
倉吉市中江字四ツ五輪 361	田	2,658.00	賃借権 水田	5,000
倉吉市中江字四ツ五輪 362-1	田	1,061.00	賃借権 水田	5,000
倉吉市中江字四ツ五輪 362-2	田	2,595.00	賃借権 水田	5,000
倉吉市中江字四ツ五輪 362-3	田	287.00	賃借権 水田	5,000
倉吉市中江字四ツ五輪 362-4	田	705.00	賃借権 水田	5,000
倉吉市中江字四条 293-1	田	909.00	賃借権 水田	5,000
倉吉市中江字四条 294-1	田	1,039.00	賃借権 水田	5,000
倉吉市中江字四条 295-1	田	1,239.00	賃借権 水田	5,000
倉吉市中江字四条 296-1	田	3,812.00	賃借権 水田	5,000
倉吉市中江字出口 202-1	田	264.00	賃借権 水田	5,000
倉吉市中江字出口 203-2	田	148.00	賃借権 水田	5,000

倉吉市中江字出口 203-3	田	496.00	賃借権 水田	5,000
倉吉市中江字出口 204-1	田	396.00	賃借権 水田	5,000
倉吉市中江字出口 204-4	田	165.00	賃借権 水田	5,000
倉吉市中江字出口 205	田	2,203.00	賃借権 水田	5,000
倉吉市中江字出口 207-2	田	330.00	賃借権 水田	5,000
倉吉市中江字出口 207-3	田	198.00	賃借権 水田	5,000
倉吉市中江字出口 208-1	田	496.00	賃借権 水田	5,000
倉吉市中江字出口 208-3	田	516.00	賃借権 水田	5,000
倉吉市中江字出口 216-1	田	396.00	賃借権 水田	5,000
倉吉市中江字出口 219-1	田	496.00	賃借権 水田	5,000
倉吉市中江字大五輪 510	田	3,322.00	賃借権 水田	5,000
倉吉市中江字大五輪 511	田	3,324.00	賃借権 水田	5,000
倉吉市中江字大五輪 512	田	2,001.00	賃借権 水田	5,000
倉吉市中江字大五輪 513-1	田	1,633.00	賃借権 水田	5,000
倉吉市中江字大五輪 513-2	田	2,998.00	賃借権 水田	5,000
倉吉市中江字大五輪 531-1	田	1,013.00	賃借権 水田	5,000
倉吉市中江字大坪 487-1	田	3,191.00	賃借権 水田	5,000
倉吉市中江字大坪 488-1	田	1,967.00	賃借権 水田	5,000
倉吉市中江字大坪 499-1	田	2,327.00	賃借権 水田	5,000
倉吉市中江字大坪 500-1	田	3,274.00	賃借権 水田	5,000
倉吉市中江字大坪 505-1	田	2,006.00	賃借権 水田	5,000
倉吉市中江字大坪 507-1	田	1,527.00	賃借権 水田	5,000
倉吉市中江字中屋敷 96-1	田	974.00	賃借権 水田	5,000
倉吉市中江字中屋敷 97	田	363.00	賃借権 水田	5,000

倉吉市中江字土手下 37-1	田	2,479.00	賃借権 水田	5,000
倉吉市中江字土手下 41-1	田	1,024.00	賃借権 水田	5,000
倉吉市中江字土手下 45	田	2,271.00	賃借権 水田	5,000
倉吉市中江字南屋敷 286-1	田	889.00	賃借権 水田	5,000
倉吉市中江字南屋敷 287-1	田	1,322.00	賃借権 水田	5,000
倉吉市中江字番付 332-1	田	2,205.00	賃借権 水田	5,000
倉吉市中江字番付 333-1	田	3,244.00 (内2,570.00)	賃借権 水田	5,000
倉吉市中江字番付 342-1	田	3,269.00	賃借権 水田	5,000
倉吉市中江字番付 343-1	田	1,639.00	賃借権 水田	5,000
倉吉市中江字番付 343-2	田	1,635.00	賃借権 水田	5,000
倉吉市中江字番付 346-1	田	3,253.00	賃借権 水田	5,000
倉吉市中江字苗田先 189-1	田	887.00 (内707.20)	賃借権 水田	5,000
倉吉市中江字苗田先 189-2	田	371.00 (内302.80)	賃借権 水田	5,000
倉吉市中江字苗田先 189-3	田	685.00 (内559.00)	賃借権 水田	5,000
倉吉市中江字苗田先 189-4	田	684.00 (内558.00)	賃借権 水田	5,000
倉吉市中江字苗田先 196-1	田	1,690.00	賃借権 水田	5,000
倉吉市中江字苗田先 197-1	田	3,253.00	賃借権 水田	5,000
倉吉市中江字苗田先 198-1	田	2,116.00	賃借権 水田	5,000
倉吉市中江字苗田先 199-1	田	915.00	賃借権 水田	5,000
倉吉市中江字苗田先 202-2	田	429.00	賃借権 水田	5,000
倉吉市中江字藪サ 309-1	田	4,395.00 (内2,600.00)	賃借権 水田	5,000

	倉吉市中江字藪サ 310-1	田	1,654.00	賃借権 水田		5,000	
	倉吉市中江字藪サ 310-2	田	1,655.00	賃借権 水田		5,000	
	倉吉市中江字藪サ 311	田	3,312.00	賃借権 水田		5,000	
	倉吉市中江字藪サ 312	田	3,312.00 (内2,400.00)	賃借権 水田		5,000	
	倉吉市中江字藪サ 317-1	田	2,191.00	賃借権 水田		5,000	
	倉吉市中江字藪サ 318-4	田	1,372.00	賃借権 水田		5,000	
	倉吉市中江字藪サ 319-2	田	683.00	賃借権 水田		5,000	
	倉吉市中江字藪サ 320-1	田	1,509.00	賃借権 水田		5,000	
	倉吉市中江字藪サ 323-2	田	787.00	賃借権 水田		5,000	
	倉吉市中江字藪サ 324-1	田	1,861.00	賃借権 水田		5,000	
	倉吉市中江字藪サ 325-1	田	1,401.00	賃借権 水田		5,000	
	倉吉市中江字藪サ 326-1	田	3,262.00	賃借権 水田		5,000	
			100 件 計 176,526.00 (内172,645.00)				
2	数馬 豊	田	3,222.00	賃借権 水田	3年 0か月 令和03年05月01日 令和06年04月30日	5,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の貯 金口座に振込む
	倉吉市小鴨字青木 654	田	3,049.00	賃借権 水田		5,000	
	倉吉市小鴨字姫路河原 574-2	田	1,459.00	賃借権 水田		5,000	
	倉吉市小鴨字姫路河原 575-1	田	1,464.00	賃借権 水田		5,000	
	倉吉市生田字下河原 106-1	田	664.00	賃借権 水田		5,000	
	倉吉市生田字下河原 107-5	田	689.00	賃借権 水田		5,000	
	倉吉市生田字下河原 136-4	田	660.00	賃借権 水田		5,000	
	倉吉市生田字下河原 137-1	田	722.00	賃借権 水田		5,000	
	倉吉市生田字下河原 138-1	田	651.00	賃借権 水田		5,000	

		倉吉市生田字欠口 184-1	田	561.00	賃借権 水田		5,000		
		倉吉市生田字欠口 212-1	田	2,244.00	賃借権 水田		5,000		
		倉吉市生田字大境 274-1	田	475.00	賃借権 水田		5,000		
		倉吉市東鴨字新三郎 1221	田	322.00	賃借権 水田		5,000		
		倉吉市東鴨字堂面 1238	田	1,764.00	賃借権 水田		5,000		
		倉吉市東鴨字堂面 1239-1	田	294.00	賃借権 水田		5,000		
		倉吉市東鴨字堂面 1239-2	田	700.00	賃借権 水田		5,000		
		倉吉市富海字西カワラケ土 821-3	田	1,947.00	賃借権 水田		5,000		
		倉吉市富海字西松ノ木 159	田	873.00	賃借権 水田		5,000		
		倉吉市富海字西松ノ木 160	田	1,257.00	賃借権 水田		5,000		
		倉吉市富海字背戸田 656	田	2,013.00	賃借権 水田		5,000		
		倉吉市富海字背戸田 657	田	2,403.00	賃借権 水田		5,000		
				21 件 計 27,433.00					
3	数馬 豊	倉吉市小鴨字上河原 294	田	2,705.00	賃借権 水田	3年 0か月 令和03年05月01日 令和06年04月30日	44.36kg	物納	—
				1 件 計 2,705.00					
4	数馬 豊	倉吉市岩倉字下河原 1275-1	田	1,369.00	賃借権 水田	3年 0か月 令和03年05月01日 令和06年04月30日	5,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
		倉吉市岩倉字西河原 1255	田	2,171.00	賃借権 水田		5,000		
		倉吉市岩倉字西河原 1256	田	1,076.00	賃借権 水田		5,000		
		倉吉市東鴨字新三郎 1214	田	3,101.00	賃借権 水田		1,121		
		倉吉市東鴨字堂面 1228	田	3,457.00	賃借権 水田		1,120		
				5 件 計 11,174.00					

5	数馬 豊	倉吉市岩倉字西河原 1259	田	2,403.00	賃借権 水田	3年 0か月 令和03年05月01日 令和06年04月30日	5,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	-
		倉吉市大宮字馬場 441	田	3,499.00	賃借権 水田		5,000		
		倉吉市長坂町字大門 1208-1	田	628.00	賃借権 水田		6,000		
		倉吉市長坂町字大門 1208-2	田	246.00	賃借権 水田		6,000		
		倉吉市長坂町字大門 1210	田	2,095.00	賃借権 水田		6,000		
		倉吉市東鴨字新三郎 1217	田	3,315.00	賃借権 水田		6,000		
		倉吉市東鴨字塚根 1248	田	2,970.00	賃借権 水田		6,000		
		倉吉市東鴨字塚根 1250	田	3,030.00	賃借権 水田		6,000		
		倉吉市東鴨字塚根 1251	田	387.00	賃借権 水田		6,000		
		倉吉市東鴨字塚根 1252	田	457.00	賃借権 水田		6,000		
		倉吉市東鴨字塚根 1253	田	1,123.00	賃借権 水田		6,000		
		11 件 計 20,153.00							
6	株式会社 グリーンファーム大黒 (B,C)	倉吉市国府字大沢前 1620	畑	977.00	賃借権 普通畑	3年 0か月 令和03年05月01日 令和06年04月30日	2,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	-
		1 件 計 977.00							
7	株式会社 グリーンファーム大黒 (B,C)	倉吉市国府字大沢前 1621-1	畑	2,877.00	賃借権 普通畑	3年 0か月 令和03年05月01日 令和06年04月30日	2,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	-
		倉吉市国府字南大平 1791(1)	畑	5,030.00 (内3,000.00)	賃借権 普通畑		1,000		
		倉吉市耳字中田 987	田	3,175.00	賃借権 水田		5,000		
		3 件 計 11,082.00 (内9,052.00)							
8	農事組合法人 四王寺堂農組合 (B,C)	倉吉市国府字明現 2260	田	1,363.00	賃借権 水田	3年 0か月 令和03年05月01日 令和06年04月30日	10,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	-
		倉吉市上神字下カンヤ 1697	田	1,984.00	賃借権 水田		10,000		
		2 件 計 3,347.00							

9	西村 淳史 (A)	倉吉市国府字三谷平 1421 倉吉市国府字三谷平 1422 倉吉市国府字三谷平 1423 倉吉市国府字三谷平 1431 倉吉市国府字植木場 1923	畑 畑 畑 畑 畑 畑	513.00 474.00 278.00 6,842.00 (内5,100.00) 2,333.00 5 件 計 10,440.00 (内8,698.00)	賃借権 普通畑 賃借権 普通畑 賃借権 普通畑 賃借権 普通畑 賃借権 普通畑	6年 9か月 令和03年05月01日 令和10年02月14日	2,000 2,000 2,000 5,000 5,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
10	岸田 佳人	倉吉市清谷字下大石 264-1 倉吉市清谷字下大石 276-2 倉吉市清谷字下大石 277-1 倉吉市清谷字五ノ坪 357-1 倉吉市清谷字五ノ坪 357-2 倉吉市清谷字五ノ坪 357-4 倉吉市清谷字大石 236-1	田 田 田 田 田 田 田 田	1,229.00 1,239.00 327.00 730.00 1,190.00 627.00 1,001.00 7 件 計 6,343.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	3年 0か月 令和03年05月01日 令和06年04月30日	5.61kg 5.61kg 5.61kg 5.61kg 5.61kg 5.61kg 29.97kg	物納	—

1. 添付書類等の省略について、該当する場合は以下の区分を記載。

- A 現に機構から配分を受けている農地をふたたび同じ経営体に配分する場合。(配分の更新)
- B 既に機構から配分を受けている法人経営体でその経営体制に変更がない場合。
- C 農業委員会が認める農地所有適格法人の場合。

2. 添付書類の「農用地利用配分計画により賃借権等を受ける者の農業経営の状況等」で省略に該当する項目には斜線を引く。

共通事項は別紙のとおり

2 共通事項

この農用地利用配分計画の定めるところにより設定又は移転を受ける権利は、各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 賃借権の設定等の条件

各筆明細に定める公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構（以下「甲」という。）による賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転（以下「賃借権の設定等」という。）は、賃借権の設定等を受ける者（以下「乙」という。）が当該賃借権の設定等を受けた土地について次のいずれかに該当するときは解除をすることを条件とする。

ア 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。

イ 正当な理由がなくて農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）（以下「法」という。）第21条第1項の規定による報告をしないとき。

(2) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(3) 借賃の改訂

この農用地利用配分計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改訂する。

(4) 転貸又は譲渡

乙は、本計画により権利の設定もしくは移転を受けた土地について転貸し、又は設定若しくは移転を受けた権利を譲渡してはならない。

(5) 遅延損害金

ア 乙は、各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、甲に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。

イ 遅延損害金は、鳥取県延滞金徴収条例（昭和27年鳥取県条例第45号）第3条の規定に準じて計算して得た額とする。

(6) 修繕及び改良

ア 乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において土地所有者が当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他土地所有者において修繕することができない場合で甲及び土地所有者の同意を得たときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲と協議のうえ土地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲及び土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、甲、乙が別途定めるところによるほかは、民法、土地改良法等の法令に従う。

(7) 租税公課の負担

ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。

イ 当該土地に係る農業災害補償法に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、甲、乙が別途定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙の負担とする。

(8) 賃借権又は使用貸借権の消滅

天災地変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用配分計画の定めるところにより設定又は移転された賃借権又は使用貸借権は消滅する。

(9) 目的物の返還

賃借権又は使用貸借権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(10) 賃借権又は使用貸借権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用配分計画に定めるところにより設定又は移転される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び鳥取県が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(11) 権利取得者の責務

ア 乙は、この農用地利用配分計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

イ 乙は、法第21条第1項の規定により、毎年、賃借権の設定等を受けた農用地等の利用の状況について、甲に報告しなければならない。

(12) 機構関連事業について

甲が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

(13) その他

この農用地利用配分計画に定めのない事項及び農用地利用配分計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び鳥取県が協議して定める。